

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por.3/2555

件名：故障または破損した機械の条件および処分方法

税金の免除あるいは減免を認可され、故障または破損した税負担が残っている機械をもった奨励企業に執行する方法として、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 11 条、第 13 条および第 41 条に基づき、投資委員会に委任された投資委員会事務局は故障あるいは破損した機械の条件および方法を以下の通り定める。

第 1 条投資委員会布告 1994 年 12 月 12 日付け第 Por9/2537 号題名「故障または破損した機械の条件および処分方法の件」を廃止し、本布告を置き換える。

第 2 条本布告に基づき税負担なしで機械の会計処分ができる故障あるいは破損した機械は

2.1 事務局が承認した方法で破壊される。

2.2 外国に輸出される。

2.3 事務局が認可した政府機関、政府機構、公益機構へ寄付される。

第 3 条故障あるいは破損した税負担が残っている機械を破壊、輸出または寄付する際、以下の報告をしなければならない。

3.1 故障あるいは破損した機械リストおよび数量

3.2 故障あるいは破損の原因およびその証拠（ある場合のみ）

3.3 その機械の免税あるいは減税認可の証拠

3.4 承認を申請する故障あるいは破損した機械を処分する方法。

3.4.1 破壊の場合は破壊方法を示すこと。

3.4.2 輸出の場合は輸出先の名称および場所を示すこと。

3.4.3 寄付の場合は寄付先、目的となる用途を示すこと。

第4条破壊、輸出または寄付する前に、事務局の担当官もしくは委任された者に検査されるまで故障あるいは破損した機械を保管しなければならない。

第5条事務局より破壊、輸出または寄付が認可された時、事務局の担当官もしくは委任された者の監視下で執行を行わなければならない。奨励者は会計処分のために事務局に執行の証拠を事務局に提出しなければならない。

第6条奨励者は第2条-第5条に従わずに故障あるいは破損した機械の売却を望む場合は、事務局の定めた日における物の状態、価格および税率に基づき輸入関税を納めなければならない。

第7条本布告に基づき判断できない場合、事務局長の見解に従うものとする。

即時有効とする。

布告日 2012年6月18日

(アッチャカ・シーブンルアン)

投資委員会事務局長